

**2019 年度**  
**北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成**  
**小規模就労支援助成・募集要項**

**1. 目的**

心身障がい者及び精神障がい者の福祉向上を図るため、社会福祉法人、NPO法人、非営利団体、社団法人が運営する小規模通所就労支援事業所（地域活動支援センター、地域共同作業所、就労継続支援B型事業所等、＝以下事業所（注1））に対し器具備品や生活介護関連備品の整備のための助成金を交付する。

（注1）この要項における事業所とは次の要件を満たしている事業所とする。

- イ. 利用者は、原則として学齢を超えた障がい者であること
  - ロ. 事業所の定員は、おおむね10名以上であること
  - ハ. 事業は、障がい者の特性に応じた内容であり、週5日程度行うものであること
- ニ. 事業の実施に当たっては必要に応じ専門的な知識または担当の経験者の指導を受けるものとし、障がい者の保健衛生及び安全の確保に留意していること

**2. 主催**

公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金  
株式会社北海道新聞社  
社会福祉法人北海道社会福祉協議会

**3. 助成範囲**

- ・事業所が直接的な生産活動を行っていない場合は対象外。
- ・器具備品の購入費（小規模な設備及び工事費、取付費、輸送費等を含む）とする。
- ・器具備品とは、申請した事業所においてそれ自体単独で使用するもので、例えば、設備の中の部品に類するものは除く。（他事業所等との共用は認められない）
- ・当該年度中に購入することが原則。
- ・生活介護関連備品（事業所内における支援にあたり、利用者の障がいを軽減もしくは維持するための事業所内器具）は含む。
- ・事業所運営にかかわる一般的な事務経費や人件費は対象としない。

**4. 助成額**

器具備品購入費の5分の4以内の額（千円未満切り捨て）とし、1事業所30万円を限度とする。

**5. 申請方法**

- （1）助成を受けようとする事業所は下記の各様式で申請書を作成し、北海道新聞社会福祉振興基金から助成申請業務を受託した北海道社会福祉協議会へ提出する。

**【提出書類】**

- ①第1号様式（事業所の概要）、及び
    - ・社会福祉法人は、2018年度の資金収支計算書（作業所単位）
    - ・NPO法人、社団法人などは、2018年度の貸借対照表（作業所単位）
  - ②第2号様式（助成金交付申請書）
  - ③第3号様式（助成決定した場合の助成金振込口座連絡票）
  - ④見積書、カタログ、図面等（備品等の購入金額は審査の際、重要なので見積書は必須）  
また、備品の内容がわかるようその他の参考書類を添付する。
- ※申請内容の詳細に関して、後日照会することがあるので提出書類は必ず複写して手元に残すこと。

- (2) 募集要項、各様式は、**北海道新聞社会福祉振興基金ホームページ**  
(<https://fukushi.hokkaido-np.co.jp/>) からダウンロードする。

※インターネット環境が整っていないなどで書類送付を希望される事業所は、北海道社会福祉協議会まで連絡すること。

## 6. 申請する際の注意事項

- (1) 施設・事業所の前年度繰越金が600万円を上回る場合は原則的に対象外。(繰越金内容を確認し、運営実績に基づき判断する)
- ・社会福祉法人・・・・・・・・・・当期末支払資金残高
  - ・NPO法人、社団法人など・・・・流動資産－(マイナス)流動負債
- (2) 新規開設する施設、又は、本年5月20日(本助成申請書提出締切日)において設立1年未満の事業所の申請は対象外。
- (3) 2017(平成29)、2018(平成30)年度に助成を受けた事業所は、申請できない。
- (4) 同一法人の施設、事業所が助成金を受けている場合は、助成を受けていない同一法人の施設、事業所は(3)に基づき申請することはできない。
- (5) 助成申請前に既に器具、備品を購入している場合は対象外。
- (6) 器具、備品(助成範囲)以外の購入用途は対象外。
- (7) 直接的な生産活動、又は、役務を行っていない事業所は対象外。

## 7. 応募期間、申請書類の提出・問い合わせ先

2019年4月15日(月)から5月20日(月)まで(消印有効)

北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター  
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7 3階  
TEL 011-241-3982 / FAX 011-280-3162

**(問い合わせ、提出は4月15日以降にお願いします)**

## 8. 助成の決定

北海道新聞社会福祉振興基金が別に定める審査基準及びこの要項により助成先を決定し、北海道新聞紙上で発表するとともに、助成申請事業所へ結果を通知する。(7月下旬予定)

なお、選考経過など審査の内容にかかわる問い合わせには応じない。助成総額には限度があるので、助成できない場合、または助成額を減額する場合がある。

## 9. 助成金の交付

助成金は、2019年8月(予定)に指定の口座へ振り込みます。

## 10. 結果の報告

事業所は、器具備品の購入後速やかに領収書(原本)及び写真等を添付した完了報告書(第4号様式)を本基金へ提出する。

(注2) この要項に定めがない事象が起きた場合は、北海道新聞社会福祉振興基金が北海道社会福祉協議会と協議して決める。

## 11. 個人情報の取り扱いについて

北海道新聞社会福祉振興基金と北海道社会福祉協議会が申請に際して得る個人情報は、当該助成の審査中の問い合わせや決定時の連絡、助成金の送金など本事業の遂行に必要な範囲でのみ利用する。助成決定後、団体名・代表者名、対象事業の概要、助成金額等を公表する場合がある。